

日本人口学会 学会賞授与規程

- 第1条（目的） 日本人口学会は、人口学分野における会員の優れた著書、論文、その他の業績に対して賞を授与する。
- 第2条（種類） 賞は、著書を対象とする「学会賞」と、論文を対象とする「優秀論文賞」、ならびに翻訳書・研究調査報告書・一般啓蒙書等を対象とする「普及奨励賞」とする。このほかに、人口学の発展に顕著に貢献した会員の業績に対して「学会特別賞」を授与することができる。
- 第3条（表彰） 各賞受賞者には、賞状を大会において会長が授与する。
- 第4条（選考） 理事会は、会員の推薦する各業績を審査して、無記名投票により各賞を決定する。選考方法は別に定める。

- 選考方法
1. 著書、論文および翻訳書・研究調査報告書・一般啓蒙書等各一点を、会員が推薦する。
 2. 会員からの推薦を参考に、学会賞選考委員会が選考を行う。
 3. 学会特別賞は、学会賞選考委員会において推薦を行う。
 4. 学会賞選考委員会において選考・推薦された著作等について、理事会が審査を行い、無記名投票によって各賞を決定する。

（1988年1月30日制定）

（1998年2月20日理事会承認）

（2000年2月19日改正理事会承認）

（2002年3月2日改正理事会承認）

（2011年4月23日改正理事会承認）

（2012年11月17日改正理事会承認）

（2021年11月19日改正理事会承認）